

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。



有価証券報告書の訂正報告書

(訂正の対象とした事業年度)

(第64期) 自昭和50年 4月 1日
至昭和50年12月31日

大蔵大臣 大 平 正 芳 殿

昭和50年 9月30日提出
会 社 名 昭和石油株式会社
英 訳 名 SHOWA OIL CO., LTD.

代表者の役職氏名 取締役社長 永 山 時 雄

本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内2の7の3 電話番号(231)0311 連絡者 経理課長 田代利美

もよりの連絡場所 同 上 電話番号 同 上 連絡者 同 上

有価証券報告書の訂正報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町1の6
大阪証券取引所	大阪市東区北浜2の1
名古屋証券取引所	名古屋市中区栄3の3の17
京都証券取引所	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66
広島証券取引所	広島市銀山町14の18
福岡証券取引所	福岡市中央区天神2の14の1
新潟証券取引所	新潟市上大川前通八番地1245
札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西5の14の1
大阪支店	大阪市北区梅田町27サンケイビル
名古屋支店	名古屋市中区丸の内1の17の19 長銀ビル
※川崎製油所	川崎市川崎区扇町18の1

※ 証券取引法の規定による備置場所ではありませんが、株主の便宜のため備え置きます。

訂正報告書の提出理由

昭和51年3月30日付をもって提出した有価証券報告書の記載事項のうち、監査報告書について、昭和51年9月24日、公認会計士川合幹夫氏より訂正監査報告書を受け取ったので、下記事項を訂正する。

訂正事項

監査報告書

(訂正前)

監 査 報 告 書

昭和石油株式会社

取締役社長 永山時雄 殿

作成日 昭和51年3月30日

事務所所在地 東京都千代田区平河町1丁目7番
5号404

事務所名 公認会計士 川合幹夫事務所

公認会計士 川合幹夫 印

私は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行なうため、この有価証券報告書に記載されている昭和石油株式会社の昭和50年4月1日から昭和50年12月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書及び附属明細表について監査を実施した。

この監査に当って、私は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、固定資産税についてその引当て計上をとりやめたこと（貸借対照表脚注11参照）以外は、前事業年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」の定めるところに準拠しているものと認められた。

前記の変更は、正当な理由に基づくものであり、よって、私は、上記の貸借対照表、損益計算書及び附属明細表は、昭和石油株式会社の昭和50年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しており、また、利益金処分計算書は、法令及び定款に適合しているものと認める。

会社と私との間には公認会計士法第25条第2項により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

監 査 報 告 書

昭和石油株式会社

取締役社長 永 山 時 雄 殿

作 成 日 昭和51年3月30日

事務所所在地 東京都千代田区平河町1丁目7番
5号404

事務所名 公認会計士 川合幹夫事務所

公認会計士 川 合 幹 夫



私は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行なうため、この有価証券報告書に記載されている昭和石油株式会社の昭和50年4月1日から昭和50年12月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書及び附属明細表について監査を実施した。

この監査に当って、私は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、固定資産税についてその引当て計上をとりやめたこと（貸借対照表脚注11参照）以外は、前事業年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」の定めるところに準拠しているものと認められた。

前記の変更は、正当な理由に基づくものであり、よって、私は、上記の財務諸表は、昭和石油株式会社の昭和50年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と私との間には公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上